

## 災害により被災したとき

災害救助法が適用された震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい被害を受け、「厚生労働省令で定める特別の事情」に該当するとき、医療機関で受診した際の自己負担を減免するなどの措置があります。

ご不明なことがありましたら、キタムラ健康保険組合までご連絡下さい。

### 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免

災害その他の特別の事情がある被保険者に対して、その被害状況に応じて、一部負担金等の徴収猶予及び減免の措置があります。

### 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予

被災した事業所、任意継続被保険者等に対して、その被害状況に応じて、保険料の納期限の延長及び納付猶予の措置があります。

### 3 被保険者証の取扱い

被保険者証を紛失した場合等は、申請に応じ速やかに再交付を行うなどの対応をします。

また、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる措置があります。

### 4 保険給付費等の支払い

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行います。